

外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金に関するQ & A

令和8年10月時点

想定されるお問い合わせとその回答を取りまとめています。

お問い合わせの前にご一読ください。

【申請に関すること】

Q 1 事業を実施する場合、事業実施期間はいつからいつまでになるのか。

A 1 令和8年度分の事業実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

事業実施期間は、事業に係るすべての支払いが完了するまでを含みます（令和9年3月31日までに完了する必要があります。）ので、ご注意ください。

※振込による支払も、令和9年3月31日までに完了している必要があります。

※同日までに支払いが完了していない経費は、補助対象外となります。

Q 2 宮城県に事業所はあるが、法人所在地が他都道府県にある場合は対象となるのか。

A 2 宮城県内の事業所のための採用活動である場合は対象となります。

Q 3 申請は各事業所単位で行うのか。

A 3 交付申請や実績報告は法人単位で提出してください。

なお、様式1-1、様式1-2、様式1-3、様式5-1、様式5-2、様式5-3については、事業所ごとに作成の上、添付してください。

また、法人本部で一括して取組を行っている場合は、受入人数に応じて経費を按分してください。

Q 4 複数事業所を申請する場合、補助上限額はどのようになるのか。

A 4 補助上限額は事業所ごとに算定します。

1事業所当たりの補助上限額は200,000円（基準額300,000円×補助率2/3）です。

そのため、2事業所で申請する場合の補助上限額は400,000円（200,000円×2事業所）となります。

なお、実際の補助金額は、各事業所の補助対象経費に補助率を乗じて算出します。

Q 5 補助事業のスケジュールは。

A 5 補助事業スケジュールは以下のとおりで予定しております。

1 交付申請書の提出	事業者 → 県	令和8年10月30日提出期限
2 交付申請書の審査	県	交付申請書を受理次第、審査等の実施
3 交付決定通知の発出	県 → 事業者	令和8年11月（予定）
4 事業の実施	事業者	計画に基づき事業を実施する。
5 実績報告書の提出	事業者 → 県	事業完了後1ヶ月以内又は令和9年3月31日までのいずれか早い日

		で提出する。
6 実績報告書の審査 補助金の額の確定	県 → 事業者	実績報告書の審査等の実施 不備等なければ、額の確定通知発出
7 補助金支払い	県 → 事業者	額の確定通知後、おおむね1か月程 度で支払い予定。

Q 6 納税証明書はどのように取得すればよいのか。

A 6 お近くの県税事務所にて、「宮城県事業補助金申請」を目的として、すべての県税に未納がないことを証明する書類の交付を申請してください。

申請に関しては、下記の県ホームページをご確認ください

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/download-syoumei.html>

※「3. 納税証明書交付申請書（一般用）」にて、納税証明書交付申請書【使用目的】欄の「※宮城県事業補助金申請」にチェックを入れて申請してください。

納税証明書の取得方法や記載内容などについてご不明な点がございましたら、お近くの県税事務所へお問い合わせください。

Q 7 同建物で有料・デイサービス・ショートステイの事業を運営している場合（事業所番号はそれぞれ異なる）、申請時の事業所数は3つとカウントしてよいのか。

A 7 3事業所とカウントして申請してください。

Q 8 交付申請・実績報告書類について、「消費税及び地方消費税を除き作成すること」とあるが、総事業費について、税抜きの記載にすることか。

A 8 対象書類（様式1-1、様式1-2、様式5-1、様式5-2、歳入歳出予算書の抄本等）は税抜額で記載するとともに、見積書や領収書も税抜額が確認できるものをご用意ください。

Q 9 外国人介護人材について、在留資格に制限はあるか。

A 9 制限はありません。外国人介護人材であることが確認できれば問題ありません。

Q10 「雇用予定であることを証明する書類」とは具体的にどのようなものを指すか。

A10 雇用計画書、内定通知書、雇用契約書等を指します。なお、交付申請時に外国人介護職員の受入人数のみが確定しており、雇用計画書を提出の上、交付決定を受けた場合は、実績報告時において、雇用契約書等の「受入対象者が確定していることを証明する書類」の提出が必要となりますので、ご留意願います。

Q11 見積書等の支払い予定額、事業予定内容が分かる書類の写しとあるが、オンラインショッピングサイト等の購入ページのスクリーンショットでもよいのか。

A11 購入予定物品の概要、価格等が確認できるものであれば、オンラインショッピングサイト等の購入ページのスクリーンショットを提出して差し支えありません。

【事業内容に関すること】

Q 1 今後、雇用予定の外国人介護人材に対する取組も対象となるか。

A 1 補助対象です。ただし、交付申請時において、外国人介護人材の受入人数が確定していること及び実績報告時において、受入対象者が確定していることを条件とし、このことを証明する書類を交付申請時及び実績報告時にそれぞれ添付してください。

なお、実績報告時に事業所等において受入対象者が確定しないことが判明した場合は、変更交付申請又は事業中止(廃止)承認申請をしている場合を除き、交付要綱様式第6号により速やかに申請の取り下げをする必要があるため、留意願います。

Q 2 外国人介護人材を受け入れるにあたっての監理団体等への手数料は、補助対象となるか。

A 2 対象外です。監理団体への手数料のほか、登録支援機関への委託料、管理費、支援業務に係る経費等についても補助対象外です。

Q 3 事業者が支払った介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。

A 3 介護福祉士の資格取得を前提としたものであれば、補助対象となります。ただし、介護職員初任者研修受講支援事業(介護職員初任者研修受講料補助)や外国人介護人材資格取得支援事業(介護福祉士実務者研修受講料補助)などの他補助金との併給はできませんので、ご留意願います。

Q 4 事業者が支払った技能実習評価試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。

A 4 対象外です。技能実習評価試験の受験は制度上規定されているものであり、その受験料は外国人介護人材が介護福祉士の資格取得を目指すか否かにかかわらず発生する経費であるためです。

Q 5 日用品や消耗品は対象となるか。

A 5 対象外です。本事業は、外国人介護人材の就労・定着に資する環境整備を目的としており、その目的に直接資する取組に必要な経費を対象としています。一方で、洗剤、トイレ用品、ゴミ袋、食器、文房具等の日用品・消耗品については、事業者が通常の事業運営において負担すべき経費であるとともに、特定の外国人介護人材の利用に限定されるものではなく、用途の区分が困難であることから、補助対象外としています。なお、本事業については、これまでの運用状況等を踏まえ、より外国人介護人材の定着支援に資する取組に重点化を図る観点から、補助対象経費の見直しを行っています。

Q 6 Wi-Fi 利用料は対象となるか。

A 6 インターネット回線(Wi-Fi 等)は、事業目的である外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国介護職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援のために導入したものは、補助対象となります。なお、補助対象となるのは、補助事業期間内(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)に使用及び支払いが完了している経費に限ります。

例えば、月額利用料を後払いしている場合、補助事業期間開始前の利用分や補助事業期間終了後に支払う利用分については補助対象外となりますので、ご注意ください。

Q 7 家電はどこまで対象となるか。

A 7 外国人介護人材の生活開始に当たり必要不可欠な家電に限り対象としています。具体的には、冷

蔵庫、洗濯機、電子レンジ、エアコン等の生活基盤を整えるために必要なものを想定しており、過度に高額なものや必要性が認められないものは対象外とします。

Q 8 外国人介護人材が居住するアパートの家賃は補助対象となるか。

A 8 法人が負担している部分については補助対象とします。なお、補助対象となるのは、補助事業期間内（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）に使用及び支払いが完了している経費に限ります。そのため、家賃を前払いしている場合、令和9年3月に支払ったものであっても令和9年4月分の家賃は補助対象外となりますので、ご注意ください。

Q 9 外国人介護人材が居住するための住居支援をしたいが、敷金は補助対象となるか。

A 9 敷金については、退去時に返還される可能性がある性質の経費であることから対象外とします。

Q10 外国人介護人材が居住するアパートの光熱水道費は補助対象となるか。

A10 対象外です。光熱水道費については、日常生活において通常発生する経費であり、外国人介護人材の定着支援に直接資する経費とは認められないことから、補助対象外としています。

Q11 メンタルヘルスケアに必要な経費とは具体的に何を指すか。

A11 外国人介護人材の孤立防止や心理的負担の軽減、職場定着に資する取組に直接必要な経費を指します。例えば、以下のような取組に要する経費が対象となります。

- ・カウンセリングの実施に要する費用（専門家謝金等）
- ・異文化理解等の研修の実施又は受講に要する費用
- ・交流会に係る講師謝金、会場使用料

Q12 外国人介護人材を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は補助対象となるか。

A12 交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は対象外としますので、新年会、暑気払い等のいわゆる飲み会は対象となりません。地域との交流会等についても同様とします。一方で、外国人介護人材の地域への適応や職場への定着に資することを目的として、計画的に実施される交流の取組については、その内容に応じて補助対象となる場合があります。ただし、本事業は外国人介護人材の就労・定着支援を目的としていることから、日本人職員の経費や外国人介護人材を主たる対象としていない取組は対象外とします。

Q13 備品購入に係る送料や設置費は補助対象となるか。

A13 対象外です。なお、備品購入に係る経費については、本体及び当該備品の使用に必要な付帯設備の購入費のみを補助対象とし、設置工事費、運搬費、処分費、雑材費、消耗品費等は補助対象外となります。例えば、エアコンについては、本体及び配管・配線等の付帯設備の購入費のみが補助対象となります。

Q14 外国人介護人材の日本語学習について、zoom等を活用したオンラインによる学習も補助対象となるか。

A14 補助対象です。

Q15 オンラインによる日本語学習を実施するにあたり、タブレット端末の購入費用は補助対象となるか。

A15 補助対象です。

Q16 事業者が支払った日本語能力試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。また、日本語能力試験等に付き添いとして同行する日本人職員の旅費は補助対象となるか。

A16 前者については補助対象となりますが、付き添いとして同行する職員の旅費は補助対象となりません。

Q17 外国人介護職員が学習及び就労を継続できる環境を整備するため、生活支援の一環として、寮から日本語学校及び介護専門学校への通学に係る定期券代を法人が負担している場合、当該経費は補助対象となるか。

A17 対象外です。

本事業では、外国人介護人材の受入環境整備や日本語学習支援等、事業目的に直接資する取組に要する経費を補助対象としています。寮から日本語学校及び介護専門学校への通学に係る定期券代については、通学に伴い継続的かつ日常的に発生する経費であり、事業目的に直接資する一時的な経費とは認められないことから、補助対象外とします。

なお、日本語能力試験等の資格取得に直接関連する受験料や会場までの旅費については補助対象としていますが、継続的に発生する通学費用については対象外となります。

Q18 コミュニケーションの促進に資するような研修とは、どのような研修を指すか。

A18 介護技能実習評価試験の評価者養成演習、介護職種の技能実習指導員講習等を指します。